

運輸安全マネジメントへの取り組み

共栄運輸株式会社（バス事業部門）

令和3年度（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

共栄運輸株式会社は、社長以下全従業員が「社運をかけて安全運転」との社是のもと、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実践により、絶えず輸送の安全向上に努めてまいります。

令和3年1月1日

共栄運輸株式会社

代表取締役社長 菅原 陽一

1. 安全方針

- (1) 「社運をかけて安全運転」（社是）
- (2) 「法令及び社内ルールを守り安全を最優先する」

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 当社は代表取締役をはじめとする役職員全員が輸送の安全確保は事業経営の根幹であることを深く認識し、その確保に努めます。
- (2) 当社は輸送の安全を最優先し、お客様へ安全を提供することに努めます。
- (3) 当社は輸送の安全確保のため、関係法令の遵守と安全最優先の基本原則を徹底することに努めます。
- (4) 当社は輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P D C A）を確実に実施し、安全性の向上に努めます。
- (5) 当社は輸送の安全に関する情報について積極的に公表します。

3. 輸送の安全に関する目標

人身事故「ゼロ」

物損事故「ゼロ」

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるとの意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、的確に実施します。

5. 輸送の安全に関する教育及び研修

- (1) 運行管理者・整備管理者及び補助者等に対し、関係規定等の習熟及び遵守、厳正な点呼の実

施、異常時における適切な対応等に関する教育を実施します。

- (2) 乗務員に対し、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針に基づいて作成した乗務員指導教育年間計画表による安全教育を実施し、安全意識及び運転技能の向上を図ります。
- (3) 適性診断・適齢診断を受診させた後に、乗務員に対して診断結果に基づいた教育、指導を実施します。
- (4) 運行管理者・整備管理者等を外部機関主催の講習会に参加させ、管理機能の強化を図ります。
- (5) 乗務員を対象とした、事故や災害等への遭遇を想定した訓練の実施や、救急救命講習を受講させることにより乗務員の能力向上を図ります。
- (6) デジタルタコメーター及びドライブレコーダーの記録を確認することにより、安全運転、エコドライブ、労務管理の徹底等輸送の安全に活用を図ります。
- (7) ヒヤリ・ハット情報や事事故事例を活用した乗務員教育を実施します。

6. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれに基づく措置

安全統括管理者が自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも毎年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施し、さらに重大な事故等が発生した際は適宜必要な内部監査を実施します。

内部監査の実施結果については、速やかに取りまとめ、報告・改善を実施します。

7. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

令和2年度目標		令和2年度達成状況	
人身事故	「ゼロ」	人身事故	0 件
物損事故	「ゼロ」	物損事故	1 件

8. 内部監査結果

安全管理規程に基づき、令和2年11月27日に安全管理体制について内部監査を実施し、適正な状況であることを確認しました。

9. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計

自動車事故報告規則第2条に規定する事故の発生 0 件

10. 行政処分関係

- (1) 処分を受けた営業所

本社営業所

- (2) 処分を受けた日

令和2年1月7日

- (3) 処分の内容

文書警告

道路運送法第27条第3項

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項（高齢運転者に対する指導義務違反）

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項（高齢運転者に対する適性診断受診義務違反）

11. 安全管理体制及び緊急時における連絡体制

別紙「安全管理体制組織図」参照

別紙「事故・災害等発生時緊急連絡体制表」参照

12. 安全管理規程

別紙「安全管理規程」参照

13. 安全統括管理者

代表取締役社長 菅原 陽一